

(その1)

収支報告書

※該当箇所にはすること

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

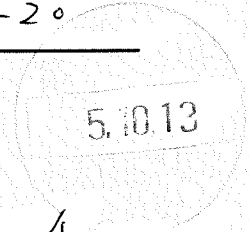
1 政治団体の名称 (ふりがな) ほしまさとこて ^{あした} 明日 ^{かい} むつくる 会

2 主たる事務所の所在地 〒 324-0058 栃木県大田原市紫塚3-2653-20

3 代表者の氏名 星 雅人

4 会計責任者の氏名 星 雅樹 5 令和 4 年分

事務担当者の氏名 _____ (電話) _____
 事務担当者の氏名 _____ (電話) _____



国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____	
公職の種類 _____	

資金管理団体の指定の有無 (12月31日又は解散時点)	
<input checked="" type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	無
公職の種類 <u>大田原市議会議員</u>	
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>星 雅人</u>	

(*)資金管理団体の指定の期間	
令和	年 月 日から
令和	年 月 日まで

※	
受付	10/13
審査	10/13
入力	10/13
番号	05C 0172
修正	

(※) 国会議員関係政治団体 に関する特例の適用期間	令和	年	月	日から
	令和	年	月	日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額					2	9	7	9	1	0	4		
(前年からの繰越額)									2	5	1	0	4
(本年の収入額)					2	9	5	4	0	0	0		
支 出 総 額					2	9	4	7	9	7	5		
翌年への繰越額									3	1	1	2	9

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
人 員	人										

(2) 寄 附													
① 寄附 (②を除く。) の区分	金 額 (円)											備 考	
(ア) 個人からの寄附						2	9	5	4	0	0	0	
(うち特定寄附)												0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附												0	
(ウ) 政治団体からの寄附												0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						2	9	5	4	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												0	
② 政 党 匿 名 寄 附												0	
合 計 (① + ②)						2	9	5	4	0	0	0	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳										寄附者の区分			①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体							
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)		金額 (円)								年 月 日			住 所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)			職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)		備 考		
		十億	百万	千	百	十	千	百	十	百	十	千	百	十	千	百	十	千	百	十
星 雅人					1	0	0	0	0	0	0	4	1	10	栃木県大田原市新宮町1-8-27 ^{〒321-0243} _{新宮町1-8-27}			大田原市議会議員		
生田目 淳一					1	0	0	0	0	0	0	4	3	1	栃木県大田原市岩塚 3-2665-25			無職		
星 雅樹					8	0	0	0	0	0	0	4	3	1	栃木県大田原市岩塚 3-2653-20			会社員		
この頁の小計					2	8	0	0	0	0	0				(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。					
その他の寄附					1	5	4	0	0	0					(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。					
合 計					2	9	5	4	0	0					(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目		金 額 (円)									備 考			
		十億	百万	千	円	千	円	千	円	円				
1	経 常 経 費													
(1)	人 件 費					2	6	1	0	0	0			
(2)	光 熱 水 費						4	8	7	0	1			
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費						3	1	8	6	1	0		
(4)	事 務 所 費						3	5	0	4	0	0		
	小 計						9	7	8	7	1	1		
2	政 治 活 動 費													
(1)	組 織 活 動 費						1	3	7	6	8	0		
(2)	選 挙 関 係 費											0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費						1	7	8	5	9	3	4	ア～エの計
	ア 機関紙誌の発行事業費											0		
	イ 宣 伝 事 業 費						1	7	8	5	9	3	4	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費											0		
	エ そ の 他 の 事 業 費											0		
(4)	調 査 研 究 費							4	5	6	5	0		
(5)	寄 附 ・ 交 付 金											0		
(6)	そ の 他 の 経 費											0		
	小 計						1	9	6	9	2	6	4	
	合 計						2	9	4	7	9	7	5	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		光熱水費			
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円											
この頁の小計															
その他の支出															
合計															

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。

(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		備品・消耗品費		備考
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
	十億	百万	千	円										
事務所用備品レンタル				1309000						4324	株式会社 エヌシーシー	大田原市若草2-1037-6		
この頁の小計				1309000										
その他の支出				187710										
合計				318610										

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分			事務所費		
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円						
事務所費家賃			1	1	0	0	0	0	0	4	2	25	野州商事株式会社	栃木県大田原市佐吉町2-19-13	
事務所費家賃			1	1	0	0	0	0	0	4	3	25	野州商事株式会社	栃木県大田原市佐吉町2-19-13	
この頁の小計					2	2	0	0	0						
その他の支出					1	3	0	4	0						
合計					3	5	0	4	0						

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。

(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分			組織活動費 (郵送費)				
支出の目的		金額 (円)									年月日			支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考
		十億	百万		千				円									
案内 郵送費					8	7	0	8	0	4	3	5	日本郵便株式会社		東京都千代田区大手町2-31			
この頁の小計					8	7	0	8	0									
その他の支出					5	0	6	0	0									
合計					13	7	6	8	0									

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		宣伝事業費 (政策資料作成費)			
支出の目的	金額 (円)				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
政策資料印刷費			52320		4/1/19	株式会社 グラフィック	京都府伏見区下鳥羽東岸川町33		
政策資料印刷費			65450		4/1/19	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1098		
政策資料印刷費			126500		4/1/19	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1078		
政策資料折込代			100980		4/2/2	株式会社 松木ホリコムセンター	宇都宮市平出町3734-4		
政策資料印刷費			69300		4/2/2	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1098		
政策資料印刷費			68710		4/2/21	株式会社 グラフィック	京都府伏見区下鳥羽東岸川町33		
政策資料印刷費			126500		4/2/25	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1098		
政策資料印刷費			188100		4/2/25	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1098		
政策資料印刷費			58480		4/2/28	株式会社 グラフィック	京都府伏見区下鳥羽東岸川町33		
政策資料印刷費			124380		4/3/1	株式会社 グラフィック	京都府伏見区下鳥羽東岸川町33		
政策資料印刷費			74400		4/3/1	株式会社 グラフィック	京都府伏見区下鳥羽東岸川町33		
政策資料折込代			80784		4/3/2	株式会社 松木ホリコムセンター	宇都宮市平出町3734-4		
政策資料印刷費			110000		4/3/22	時 販売促進サポート株式会社	那須塩原市南郷屋1-148		
政策動画作成費			63320		4/3/22	時 販売促進サポート株式会社	那須塩原市南郷屋1-148		
政策資料印刷費			108350		4/4/1	有限会社 マート美術印刷	大田原市加治屋 94-1098		
この頁の小計			1417574		(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。				
その他の支出			366360						
合計			1785934						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			調査研究費 (資料代)		
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
			十億		百万		千		円						
この頁の小計										0					
その他の支出										4	5	6	5	0	
合計										4	5	6	5	0	

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 30 日

政治団体の名称 ほしまさと明日をつくら会

会計責任者の氏名 星 雅樹

代表者の氏名（代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

- (注1) 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。